

耐震工事に助成

■木造住宅耐震改修工事への助成

助成要件

- ・岐阜県木造住宅耐震相談士の耐震診断の結果、耐震改修が必要な木造住宅(昭和56年5月31日以前に建築であるもの)
- ・所定の強度が確保できる計画であるもの
- ・岐阜県木造住宅耐震相談士が設計・監理を行うもの

助成額

最大180万円(助成率10/10)
耐震基準7割以上の場合は最大120万円(防火・準防火地域はそれぞれ210万円、150万円)

申込期間

10月下旬まで(おおむね年内に工事が完了するもの)

■伝統構法木造建築物への耐震

助成

助成要件

- ・昭和25年11月23日以前に建築され、石場建てなど伝統的な構法で建築された木造建築物を所有している方
- ・市の伝統構法木造建築物耐震化マニュアル講習会を受講された建築士による診断が必要

助成額

耐震診断：最大30万円(助成率10/10)
耐震改修工事：最大180万円(助成率10/10)

耐震改修工事：最大180万円(助成率10/10)(防火・準防

火地域は210万円)

申込期間

10月下旬まで(おおむね年内に工事が完了するもの)

■ブロック塀や老朽空き家の取り壊しに助成

助成要件

- ・倒壊のおそれのあるブロック塀のうち、道路や公園などに面する部分を撤去する所有者の方(一部撤去を含む)

助成額

最大30万円(助成率1/2)
※ブロック塀等撤去後、板塀や生け垣の設置をする場合の助成板塀の設置 最大60万円(助成率2/3)

生け垣の設置 最大18万円(助成率2/3)

■老朽空き家等の取り壊しへの助成

助成要件

- ・個人が所有する老朽化して倒壊等のおそれのある危険な空き家等の除却をしようとする家屋の所有者またはその相続人

助成額

最大100万円(対象経費の1/2)

アスベスト含有調査・除却に助成

■アスベスト含有調査への助成

助成要件

- ・吹き付け建材にアスベストが含有されているおそれがある建築物
- ・建築物石綿含有建材調査者が調査するもの

助成額

最大25万円(助成率10/10)

申込期間

12月初旬まで(おおむね年内に調査が完了するもの)

■アスベスト除去等工事への助成

助成要件

- ・アスベスト含有調査の結果、吹き付け建材にアスベストが含有されていた建築物
- ・建設技術審査証明による工法または、同等以上の工法によるもの
- ・建築物石綿含有建材調査者が除去工事の事業計画を策定し、その計画のとおり除去工事を実施するもの

助成額

最大200万円(助成率2/3)

申込期間

10月下旬まで(おおむね年内に工事が完了するもの)

いずれの助成制度も、市税の滞納のない方が対象です。また、補助金交付決定前に工事着手された場合は、補助の対象となりません。

問合せ 建築住宅課 ☎35-33159

お気軽にお問い合わせください

固定資産税が減額に

- ・住宅の耐震改修工事・省エネ改修工事
- ・バリアフリー改修工事

■バリアフリー改修の場合

▽新築されてから10年以上経過した住宅(貸家を除く)であること

▽一定要件を満たすバリアフリー改修であること(段差の解消や手すりの設置など)

▽住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下で、かつ、居住部分の床面積の割合が全体の1/2以上であるもの

▽次のいずれかの方が居住していること

・65歳以上の方

・介護保険において要介護認定または要支援認定を受けている方

・障がい者の方

問合せ 税務課

☎35-33627

広報ID

耐震改修 10000412

省エネ改修 10000413

バリアフリー改修 10000411



- ▽一定要件を満たす省エネ改修であること(窓をはじめ、天井や壁、床の断熱などの工事など)
- ▽住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下で、かつ、居住部分の床面積の割合が全体の1/2以上であるもの

住宅の耐震改修工事や省エネ改修工事、バリアフリー改修工事を行った場合、固定資産税が減額される制度があります。

共通事項
工事費の自己負担が50万円を超えるもの(工事に係る補助金などを差し引いた額)で令和2年3月末までに工事が完了するもの。

申込方法
工事終了後、3カ月以内に税務課(本庁2階)へ申請してください。

■耐震改修工事の場合

▽昭和57年1月1日以前から所在する住宅

▽現行の耐震基準に適合する改修であること

■省エネ改修工事の場合

▽平成20年1月1日以前から所在する住宅(貸家を除く)であること